

### 「生活援助訪問サービス従事者養成研修標準テキスト」の配布について

日頃より板橋区の介護保険事業にご理解・ご協力賜り誠にありがとうございます。

平成28年4月から開始した「介護予防・日常生活支援総合事業」における「訪問型区独自緩和サービス」では、ヘルパー等の資格がなくても区が示したカリキュラムに基づいた「一定の研修」を修了すれば、身体介護を伴わない生活援助サービスを提供できることとしています。

このたび、訪問型区独自緩和サービスに従事するために必要な知識をまとめた研修テキストを作成いたしました。各事業所の皆様におかれましては、このテキストを活用し、生活援助サービスを利用される皆様に、適切にサービスを提供できる人材育成をしていただきますようお願いいたします。

#### ■テキストの配布を希望される場合は次の方法によりお申し込みください。

- ① 窓口受け取り・・・介護保険課施設整備・事業者指定係に電話連絡のうえ、板橋区役所介護保険課（区役所南館2F⑭窓口）にお越しください。その際、申込記入欄に必要事項を記入した本紙をお持ちください。本紙と引き換えにテキストをお渡しいたします。
- ② 郵送・・・250円切手を貼った返信用封筒（角2サイズ）と申込記入欄に必要事項を記入した本紙を同封のうえ介護保険課施設整備・事業者指定係あてに送付してください。

※テキストは、A4コピー用紙30ページ程度です。配布は各事業所1部ずつとさせていただきます。コピーをしてお使いいただいて構いません。

- 配布開始日
- 初版：平成29年8月21日
  - 第1.1版：平成30年8月1日
  - 第1.2版：平成31年1月17日
  - 第1.3版：令和元年9月3日
  - 第1.4版：令和2年9月1日
  - 第1.5版：令和5年2月1日

#### ■申込記入欄

事業所番号	
事業所名	
所在地	〒 板橋区
連絡先	(TEL) (FAX)
管理者氏名	
担当者氏名	

【担当】板橋区介護保険課施設整備・事業者指定係  
【住所】〒173-8501 板橋区板橋2-66-1  
【電話】03-3579-2253